

要 望 書

「十間川を清流の川に戻し、神西湖に豊かな水を！」

(要 旨)

十間川が水無し川と化しているので、神戸川からの呑み口となっている馬木堰からの流入量を増やし、十間川、神西湖の生態系を考慮し、年間を通じた維持流量を確保してもらいたい。

(説 明)

今から 300 年前の江戸時代 (1713 年) に、大梶七兵衛翁により馬木堰と十間川・差海川の全ての築造が完成し、神戸川の豊かな水が十間川から神西湖・差海川・日本海へと流れ続けていた。

しかし、現在の十間川は電源開発の名のもとに来島ダムが築造されてから、水無し川と化してしまった。

十間川に水が流れていないので、当然神西湖にも流入して来ない状況が約 60 年間続いており、神西湖を瀕死の危機的状態に陥れている。

神西湖は、環境基準類型「湖沼 B」に属しており、富栄養化が進んでおり、窒素・リン・CODともに環境基準値よりも高く、水質は悪化傾向にある。

十間川を元どおりの清流の川に戻し、神西湖の瀕死の叫びを聞き入れて、豊かな水を返してもらいたい。

以前は、差海川から遡上したアユが馬木堰から神戸川上流にまでのぼったものである。昭和 40 年頃までは、山陰本線下流の持田橋付近では、投網によるアユ獲りが盛んに行われていた。

また、神西小学校付近では、きれいで澄みきった水でないと育たない白魚の産卵場があったり、絶滅危惧種に指定されているタナゴも生息しており、十間川における漁業も盛んに行われていた。十間川・神西湖ではフナがたくさん獲れていた。

それが、今では、河川法でいう維持流量は全くゼロであり、川魚は絶滅してしまったのである。川魚が獲れなくなった現在では、神西湖でのシジミ漁が神

西湖漁協での主な漁獲量となっている状態である。

また、近年では、地球温暖化も相まって、夏場の神西湖水温が 30℃以上続く状態で、高温によるシジミの産卵や成長阻害、シジミのへい死、並びにシオグサ（通称：ノトロ）の大発生により、底質の貧酸素化によるシジミのへい死やヘドロ化につながっているのが実態である。

十間川から、神西湖への流入不足解消については、長年に亘り、行政機関に是正を申し入れしてきたが、一切聞き入れてもらえなかった。

昭和 29 年 7 月 2 日付けの来島ダム建設にかかる島根県知事と地元神西村長との覚書調印により、神戸川の水を江の川に分水することになったので、馬木堰の取水制限を余儀なくされてしまった。そこで、島根県知事は神西地区の農業者に対しては、十間川への流入水量不足により差海川の河口閉塞が予測され、田への塩害防止対策として、塩害防止施設を急速に実施すると約束した。

神西と神門との境の持田橋付近が神西湖漁協と、神戸川漁協の漁場の境界線となっており、上流の神戸川漁協の漁場である十間川上流部については、漁業補償されており（神戸川漁協に確認済）、十間川下流部及び神西湖で営む神西湖漁協には、補償どころか、協議さえなかった。

昭和 29 年から昭和 33 年の 5 年間で、電源開発に伴う用水路新設工事が行われ、十間川の堤防の外側に川に並行して築造された。十間川の水は川底よりはるかに高い所を流れる農業用水専用となり、十間川を維持する流量はなくなってしまった。

この工事は出雲市から当組合に協議もなく一方的に行われたものである。行政機関は、十間川を用水路扱いにしている。

その後、昭和 39 年に発生した水害により、新たに新宮川放水路が開削され、それまでには十間川に流れていた水が神西湖漁協には相談も協議もなく一方的に神戸川に流された。その結果、益々十間川は水無し川と化してしまった。

昭和 58 年 12 月 28 日付けの来島ダム発電水利使用についての許可更新に伴う、島根県知事と出雲市長他との確認書調印時点においても、漁業権のある神西湖漁協には一切協議・通知はなく、同意・意見も求められなかった。また、漁業補償の話をすべきなのに協議すらなかった。

島根県は、十間川を用水路ではなく二級河川として扱っているが、その源流は、一級河川神戸川の馬木岩樋であり、神戸川から分水をしている現状から、

一級河川として扱うのが妥当である。

十間川は、馬木堰からの分水により約 300 年前から慣行として農業や漁業が営まれてきた。

昭和 24 年には、持田橋より下流について、神西湖漁協による漁業権が設定され、アユの漁獲が盛んに行われていた。

過去の経緯から、神西湖漁協も河川法でいう「関係河川使用者」と位置づけられ来島ダムの水利許可申請に関して意見を述べる立場であるが、その意見を述べるができなかった。さらに維持流量について協議する場所も設定されず、存在を無視されてきた。

河川管理者が、来島ダム建設に伴う、河川法第 23 条（流水の占用の許可）及び第 26 条（工作物の新築等の許可）第 1 項の申請時に、他の関係河川使用者（神西湖漁協）がいたにも拘らず、河川法第 38 条（水利使用の申請があった場合の通知）の通知を怠ったため、神西湖漁協は、河川法第 39 条（関係河川使用者の意見の申出）に伴う意見の申し出もできず、結果、[省令第 11 条]（水利使用の許可の申請）に定める必要な図書（同意書の写し）の添付も不十分なまま許可したことは、河川法に反していると言わざるを得ない。

上記のとおり、過去 60 年もの間、中国電力・行政機関から神西湖漁協に対し協議の姿勢が見られなかったために、結果的に漁獲量が激減し、長年に亘り甚大な損害を被って来た。

この度の、来島ダム発電用水利使用に伴う許可更新にあたり、神戸川の河川管理者として、神戸川からの分流により十間川の維持流量を確保していただき、清流の川に戻していただくようお願いするものであります。

平成 25 年 1 月 日

神西湖漁業協同組合

代表理事組合長 角 光 男